

民生福祉常任委員会会議記録（条例審査）

1. 日 時	平成30年 3月 5日 10時15分再会 平成30年 3月 5日 17時36分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	恒田正美、森本富夫、大西基雄、向井千尋、吉田知代、 渡辺拓道
4. 会議に付した事件	<p>議案第 6号 篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第 7号 篠山市支所設置条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第 8号 篠山市西紀青年集会所条例を廃止する条例</p> <p>議案第 9号 篠山市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第10号 篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第11号 篠山市斎場条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第20号 財産の無償譲渡について</p>
<p>開会 10:15</p> <p>【委員会】</p> <p>恒田委員長 挨拶</p> <p>日程第1、議案第11号 篠山市斎場条例の一部を改正する条例</p> <p>市民生活部より、説明資料に基づき説明（斎場）</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑等＞</p> <p>森本副委員長 改正の概要としては、指定管理者に斎場の管理を行わせることができるものにするとのことであるが、仮に指定管理者が管理を行った場合に具体的にどのような市民サービスの向上が期待できるのか。</p> <p>市民生活部 現状、斎場の正規職員は所長のみである中、この冬に所長がインフルエンザに罹患し、正規職員がいない状況になった。仮に民間事業者に委託した場合、こうした事態になることはなく、安定的に斎場業務を進めることができると考える。指定管理者制を採った場合の詳細なメリット等については、平成30年度に検討していく。</p> <p>渡辺委員 平成30年度中に検討し、平成31年度から実施するスケジュールなのか。</p> <p>市民生活部 基本的にはそうしたスケジュールで進めようと考えている。</p> <p>恒田委員長 指定管理者制度を導入した場合に地域への影響はあるのか。</p>	

市民生活部 影響はないと考える。仮に指定管理者制度を導入するとなった場合は、地域にしっかりと理解いただきながら進めていくことになると思う。

日程第2、議案第 6号 篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例

市民生活部より、説明資料に基づき説明（地域コミュニティ課）

<主な質疑等>

- 森本副委員長 これまで1部屋であったものを2部屋に分けて使用する理由は何か。
- 市民生活部 以前は料理教室が開催されていたが、参加者の減少が進み、現在は開催されていないことから2部屋に分けてより使いやすいようにするものである。
- 向井委員 篠山市社会福祉協議会が取り組んでいる配食サービスの作業に使用していると思うが、支障はないのか。
- 市民生活部 「調理実習室2」で賄えると聞いており、支障はないと考える。
- 恒田委員長 配食サービスに関しては、保健所の許可がいるのではないか。
- 市民生活部 その点については市が関知するものではないと考える。
- 渡辺委員 調理実習室を2つに分けて利用するとのことであるが、調理実習室として2部屋とも残さなければならないものなのか。「調理実習室1」が利用される見込みはあるのか。
- 市民生活部 利便性を高めて、使用いただける環境をつくっていききたい。
- 渡辺委員 他用途に使用することについて検討の余地があると思うがどうか。
- 市民生活部 主に調理実習室2が利用されると考えるが、予約が重複することも想定されるため、当面の間はこのままでいきたいと考える。

日程第3、議案第 7号 篠山市支所設置条例の一部を改正する条例

市民生活部より、説明資料に基づき説明（地域コミュニティ課）

— 質疑無 —

日程第4、議案第 8号 篠山市西紀青年集会所条例を廃止する条例

市民生活部より、説明資料に基づき説明（地域コミュニティ課）

<主な質疑等>

- 渡辺委員 廃止した後の活用等は考えているのか。
- 市民生活部 廃止後の方向性については、決まっていない。仮に方向性を出せたとしても、当該条例があつては、活用できないことから、廃止しようとするものである。
- 渡辺委員 底地の所有者は市なのか。
- 市民生活部 分筆図面の座標がないため、確定することはできないが、地元関係者

渡辺委員 市民生活部 の話を聞く中、宮田自治会の所有地ではないかと考えている。
地元自治会が施設の管理を受けるということは考えられるのか。
自治会と話をする中では、地元に影響が出ないような使い方を考えてほしいということは聞いているが、そうした点は聞いていない。自治会からは、騒音のでの利用等、近隣に迷惑になる施設利用は避けていただきたい旨を聞いている。

大西委員 市民生活部 新しい活用を考えた場合、老朽化等によりいくらかの改修費用が必要になると考えるがどうか。

市民生活部 躯体に問題があるわけではなく、ウッドデッキの腐食等、比較的傷みは小さいと考えている。使用目的によって費用は異なると考えるが、それほど大きな費用にはならないのではないかと考えている。

恒田委員長 市民生活部 建物とは別にトイレや倉庫が敷地内にあったと思うが、それらも併せて廃止条例の対象となるのか。

市民生活部 そうした付属物も含めて対象である。

日程第5、議案第10号 篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

市民生活部より、説明資料に基づき説明（清掃センター）

— 質疑無 —

日程第6、議案第9号篠山市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例
日程第7、議案第20号財産の無償譲渡について

市民生活部より、説明資料に基づき一括して説明（市民安全課）

<主な質疑等>

渡辺委員 市民生活部 味間北コミュニティ消防センター及び草山コミュニティ消防センターの環境整備の状況は。

市民生活部 味間北コミュニティ消防センターについては、外壁改修及び同センターへの進入通路の舗装改修をしている。草山コミュニティ消防センターについては、平成28年度に2階トイレを多目的トイレに改修した。また、2階会議室への屋外スロープを設置する予定である。

渡辺委員 市民生活部 引き渡しの時期は。
市民生活部 工事等が完了次第引き渡す予定である。

■表決

議案第 6号 篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例

— 賛成全員で可決 —

議案第 7号 篠山市支所設置条例の一部を改正する条例

— 賛成全員で可決 —

議案第 8号 篠山市西紀青年集会所条例を廃止する条例

— 賛成全員で可決 —

議案第 9号 篠山市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例

— 賛成全員で可決 —

議案第 10号 篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

— 賛成全員で可決 —

議案第 11号 篠山市斎場条例の一部を改正する条例

— 賛成全員で可決 —

議案第 20号 財産の無償譲渡について

— 賛成全員で可決 —

■その他

なし

(閉会)

森本副座長 挨拶

17 : 36 閉会